

○筑慈苑の施設予約システムに関する規則

令和6年3月29日  
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑慈苑施設組合長（以下「組合長」という。）が管理する筑慈苑の施設（以下「施設」という。）に係る予約システムによる施設利用等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 筑慈苑に設ける火葬施設、待合室、葬斎施設又は霊安室をいう。
- (2) 予約システム 電子情報処理組織によって施設利用の申請、施設利用の許可その他施設の管理に関する事務を処理するシステムをいう。

(利用者の範囲等)

第3条 予約システムを利用することができる者は、あらかじめ予約システムの利用登録（以下「登録」という。）を受けた個人又は法人（以下「利用者」という。）とする。

2 利用者が予約システムを利用することができる施設は、前条第1号に定める施設とする。

(登録の申請等)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者は、筑慈苑施設予約システム利用者登録申請書（様式第1号）を組合長に提出することにより申請するものとする。

2 前項の登録を受けることができる者は、霊きゆう自動車を使用して遺体を筑慈苑に運送することができる個人又は法人とする。

3 組合長は、第1項の規定により登録の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは利用者として登録し、利用者ID、パスワードその他必要な事項を通知するものとする。

(予約システムによる施設利用)

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた利用者は、筑慈苑の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年筑紫野・春日・筑前施設組合規則第1号。以下「施行規則」という。）第4条の規定にかかわらず、施設利用の申請手続を予約システムにより行うことができる。

2 組合長は、前項の規定による申請を許可する場合は、施行規則第5条の規定にかかわらず当該申請をした利用者に対して予約システムにより当該許可に係る通知を行うものとする。この場合において、組合長は、筑慈苑施設利用許可決定書の交付を省略することができる。

(予約システムを利用できない場合)

第6条 予約システムを利用できない場合は、施行規則に基づき利用の申請等又はその他の手続を行うものとする。

(登録を受けた地位の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、その地位を他者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録情報の変更の申出)

第8条 利用者は、予約システムに登録した情報に変更を生じたときは、筑慈苑施設予約システム利用者登録変更・廃止届（様式第2号）を組合長に提出するものとする。

(予約システム利用の一時停止)

第9条 組合長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者から事情聴取を行ったうえ、必要に応じて予約システムの利用を一時停止することができる。

- (1) この規則の規定又はこの規則に基づく組合長の指示等に違反したとき。
- (2) 予約システムを不正に利用したとき。
- (3) 予約システムを最後に利用した日から2年間経過するまで利用がなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、組合長が不適當と認めるとき。

(登録の廃止)

第10条 利用者は、予約システムの利用をやめるときは、筑慈苑施設予約システム利用者登録変更・廃止届を組合長に提出するものとする。

2 組合長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の登録を廃止することができる。

- (1) 利用者が死亡したとき。（利用者が法人である場合にあっては、当該法人が廃業したとき。）

(2) 前条の規定により利用停止期間が1か月経過したとき。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

筑慈苑施設予約システム利用者登録申請書

年 月 日

(宛先)  
筑慈苑施設組合 組合長

次のとおり、筑慈苑施設予約システムの利用者登録を申請します。

利用者区分 (選択して○)		個人				
		法人				
利用者	所在地等	〒	TEL	FAX		
		E-mail				
	(住所)					
	商号又は屋号等	(本店又は支店等)				
代表者	(役職名)		(氏名)			
1	斎場等	〒	TEL	FAX	ID	
		(住所)				
		(名称)				
2	斎場等	〒	TEL	FAX	ID	
		(住所)				
		(名称)				
3	斎場等	〒	TEL	FAX	ID	
		(住所)				
		(名称)				
4	斎場等	〒	TEL	FAX	ID	
		(住所)				
		(名称)				
5	斎場等	〒	TEL	FAX	ID	
		(住所)				
		(名称)				
6	斎場等	〒	TEL	FAX	ID	
		(住所)				
		(名称)				

※太枠内を記入してください。

※斎場等登録が6件を超える場合は、複数の申請書を提出してください。

筑慈苑施設予約システム利用者登録変更・廃止届

年 月 日

(宛先)  
筑慈苑施設組合 組合長

筑慈苑施設予約システム利用者  
所在地 〒

商号又は屋号等

代表者の役職名

代表者の氏名

担当者氏名 \_\_\_\_\_

(問い合わせ先)

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり、筑慈苑施設予約システム利用者登録の 変更 ・ 廃止 を届け出ます。

届出区分 (選択して○)	変更	
	全て廃止	一部廃止
変更(廃止)事項 ・ 変更の場合は、 変更項目を記入 ・ 廃止の場合は、 対象斎場等を記入		
変更前		
変更後		
変更(廃止)年月日		